

令和6年度（改訂）



危機管理 マニュアル 「常在危機」

災害は突然やってきます！



宮崎県立日向高等学校

0982-54-3400

緊急時にすぐ取り出せるよう、身近なところに保管してください。

目次

はじめに	1
○ 防火設備説明・避難経路図	2~6
1. 火災(授業時の発災)	7
2. 火災(夜間、休日の発災)	8
3. 地震(授業時の発災)	9
4. 地震(夜間、休日の発災)	10
5. 津波(授業時の発災)	11
6. 津波(夜間、休日の発災)	12
○津波に対する心得	13
7. 風水害(授業時の発災が予想される場合)	14
8. 風水害(休日・夜間の発災)	15
9. 不審者侵入防止及び不審者対応	16
10. 弾道ミサイル発射に係る対応について	17
11. 生徒の事件・事故	18~31
(1) 学校内での事故(体育、理科実験、調理実習、部活動中等)	
(2) 学校外の事故(自宅、登下校時、休日等の事故)	
(3) ネット上の誹謗中傷等	
(4) 学校内暴力(生徒間)	
(5) 学校内暴力(対教師)	
(6) いじめ	
12. 職員の事故	32~33
(1) 学校内における職員の事故	
(2) 学校外における職員の事故 <加害者となった場合>	
(3) 学校外における職員の事故 <被害者となった場合>	
(4) サイバー事故(ネットワーク等への情報流出、電子情報の紛失等)	
13. 新型インフルエンザ(新型コロナ)の各発生段階における対応	34
14. 登下校時の緊急避難場所調査	35~36
15. 危機管理関係機関等一覧	37

災害用伝言サービス

○電話・ケータイ・スマートフォンで171(音声メッセージを録音・再生できます)

○インターネットでweb171(文章メッセージを登録・通知・確認できます)

はじめに

学校における危機管理の対象となるものは、学校教育に関して生じうるあらゆる事件・事故である。本マニュアルでは、特に自然災害や学校被災に関わるもの、生徒・職員に関する学校内外での事件・事故、不審者の侵入等の対応手順を示した。ただし、個々の状況においては臨機応変の対応が必要となることも考えられるので、機械的に処理することなく柔軟な処理が求められる。

1 「常在危機」の危機管理意識

学校における危機的状況を未然に防ぐことが求められるが、それでも想定外の自然災害、人的災害は発生する。想定外を可能な限り想定内に近づけるためには、「常在危機」の意識を持ち、様々な状況にどう対処するか、起こりうる最悪の事態を想定しながら、危機的状況を最小限に止める努力を常にしておかなければならない。

2 報(告)・連(絡)・相(談)の徹底と危機管理

緩慢微細な危機の連鎖が緊急重大な危機を生む。突発の事件・事故も含めて、日頃の備えによって危機の回避や軽減を図れる場合が多い。「常在危機」の観点から、危機管理の第一歩としての報連相を徹底していくことが大切である。

3 危機対応の基本的事項

実際の対応については以下の基本的事項を踏まえ、適切な対応をしていくことが求められる。

- (1) 生命尊重を第一として対応する。
- (2) 生徒に係る事象の場合は、生徒の基本的人権を尊重して対応にあたる。
- (3) 保護者や関係者の心情に配慮し、誠意と責任をもって対応にあたる。
- (4) 第一報の報告先および報道機関等、外部への対応窓口は副校長・教頭とし、一本化する。
- (5) 事件・事故の記録化を必ず行う。発生した日時、場所、状況、内容、経過等について必ず記録し、二度と起こさないための対応策を検討する。

4 報道機関への対応

- (1) 外部対応の窓口は副校長・教頭とし、一本化する。
- (2) 当事者の氏名公表等については、プライバシー保護の観点から事前に十分に検討する。
- (3) 事件・事故までの経緯や学校のとった措置については、可能な限り最大限記録化しておき、予想や憶測を廃して事実に基づいて公表する。
- (4) 現時点で明確でない事項については「事実関係について調査中である」とのみ伝える。
- (5) 責任逃れをすることなく、判断に迷う内容については最終責任者である校長の責任において話す。
- (6) 会見の場所と時間は統一して設定する。
- (7) 職員・生徒の批判や差別的表現は厳に慎む。

日向高等学校の防火設備(防火扉・シャッター)

1. 煙探知機



●各天井に設置してあります。(防火扉付近・教室等)

2. 防火扉及びシャッター

(1) 教室棟



※ 火災時は上から下に閉まりますので、横に設置されている防火扉より脱出する。

狭いので押さないで逃げること。(幅は教室入り口程度のサイズです)

(2) 管理棟



※ 火災時は上から下に閉まりますので、横に設置されている防火扉より脱出する。

狭いので押さないで逃げること。(幅は教室入り口程度のサイズです)

(3) 体育館



※ 火災時は上のように閉まりますので、中に設置されている防火扉より脱出する。

狭いので押さないで逃げること。(幅は教室入り口程度のサイズです)

(4) 玄関(事務室前)

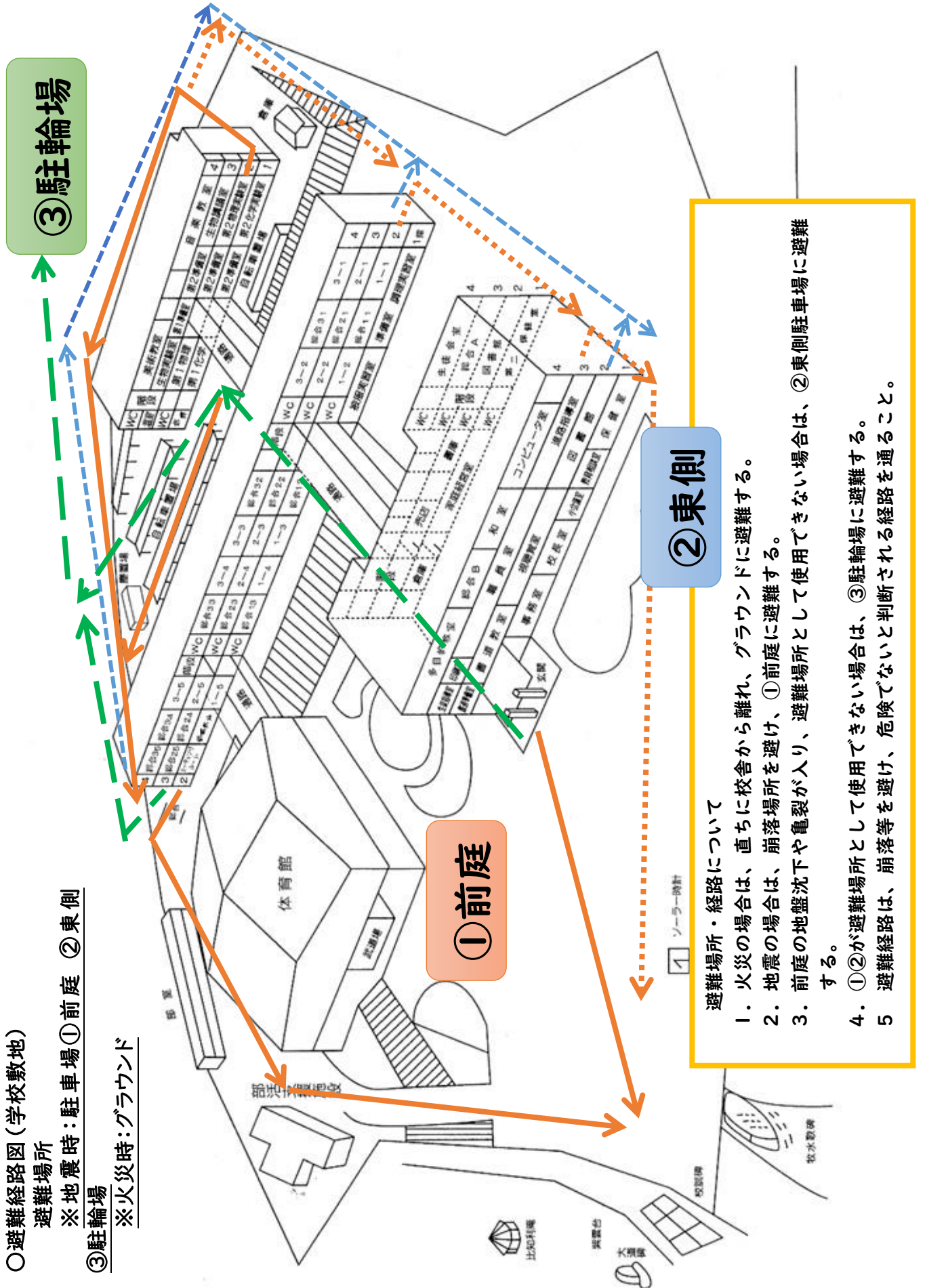


※ 火災時は閉まりますので、扉を開けて脱出する。(鍵は手動で開きますので慌てず開けるようにしてくださ

い)狭いので押さないで逃げること。

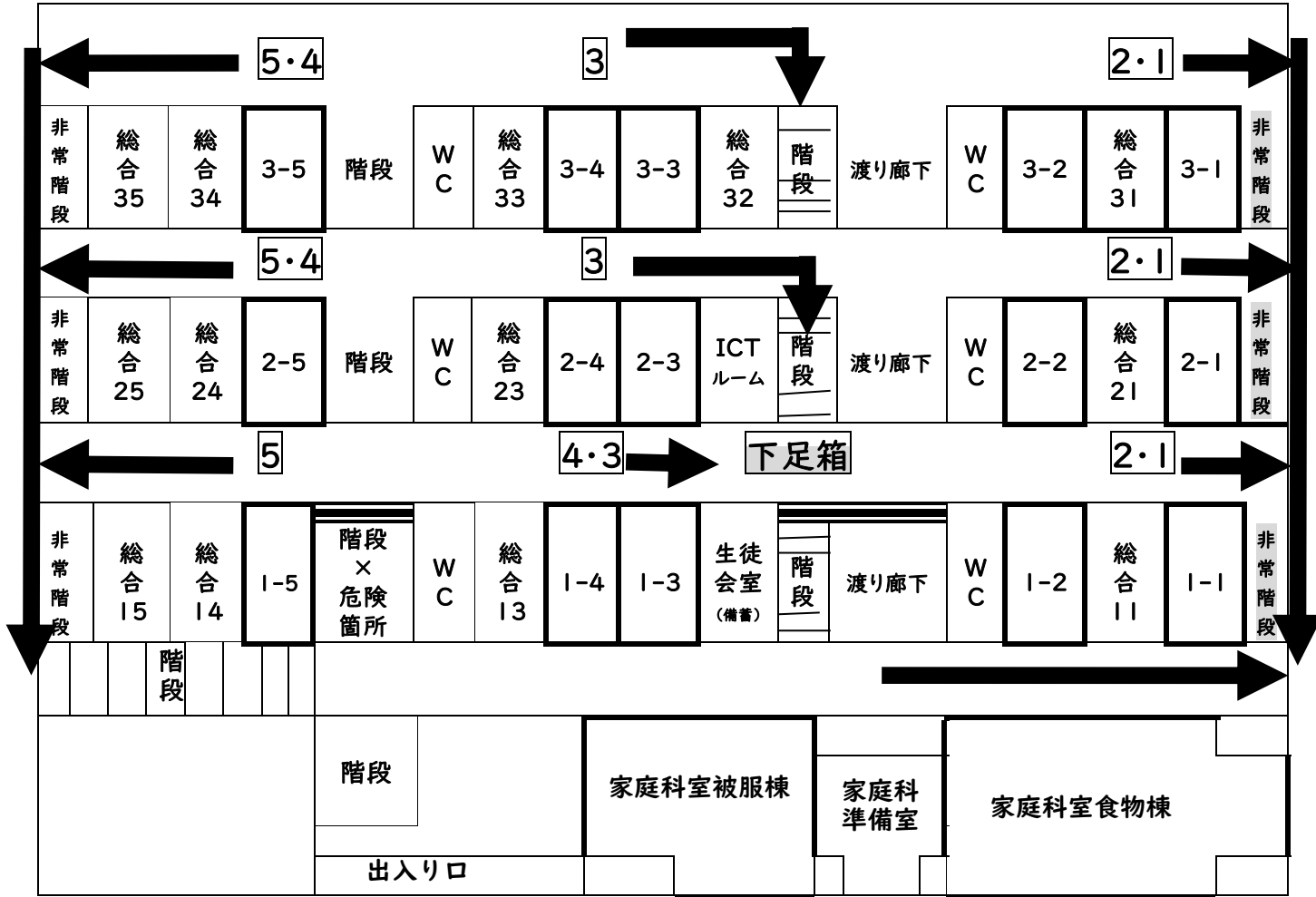
◎ 各階に常設してある赤い消火栓は火災が発生して警報が鳴ると最寄りのところに水が流れる(水圧が高まる)ようになっていますので、格納扉を開けバルブをひねるとホース先より水が放水されます。(通常時は出ません)

避難経路図



避難経路(校舎内) (教室棟の場合)

※防火シャッター作動箇所



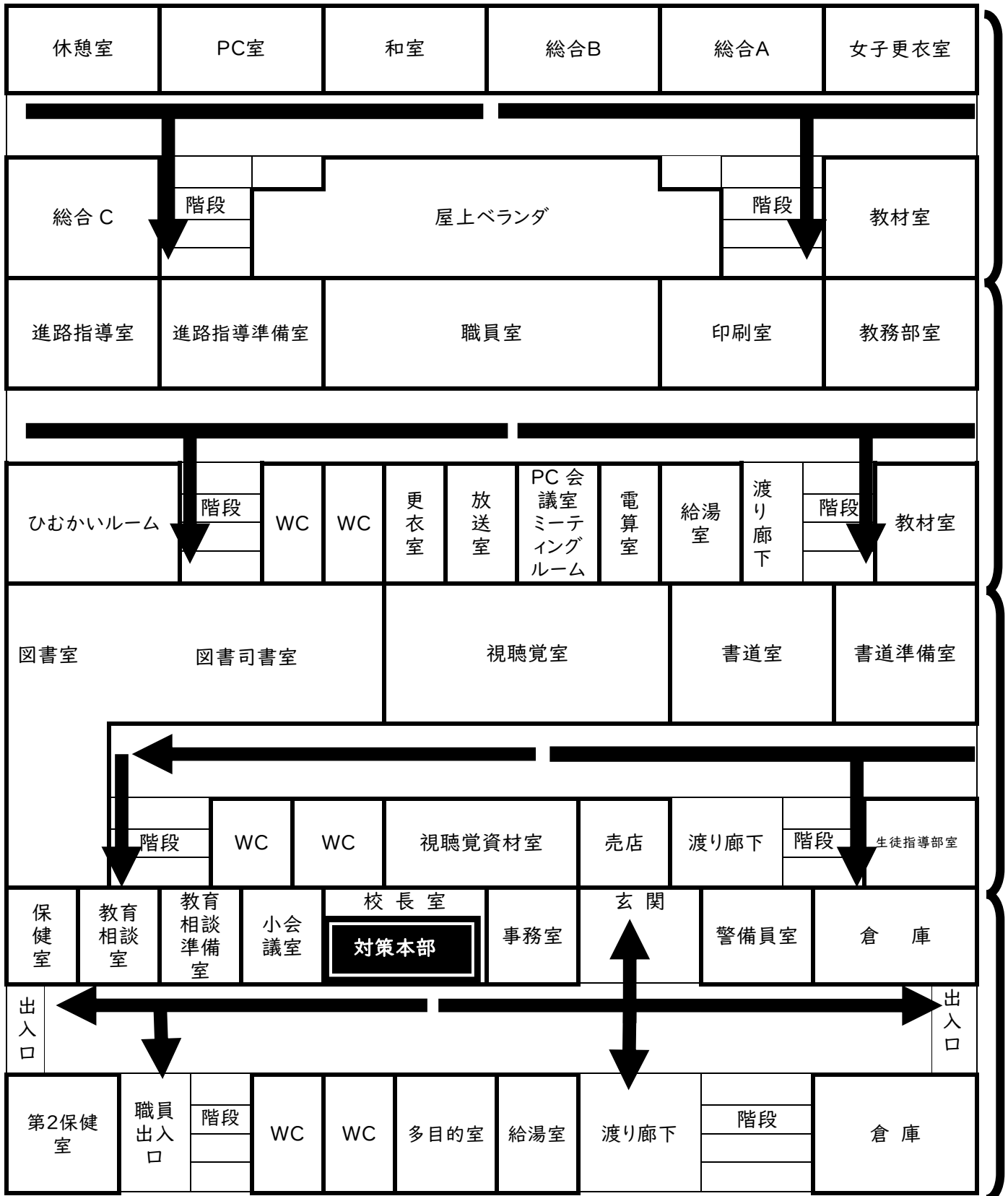
*避難する時は近くの混雑しない避難経路で素早く避難をします!経路の確認を!

(理科棟の場合)



(管理棟の場合)

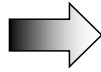
*避難する時は近くの混雑しない避難経路で素早く避難をします!経路の確認を!



1 火 災 (授業時の発災)



火災発生



初期消火	<input type="radio"/> 近隣の職員 <input type="radio"/> 消火器による初期消火 <input type="radio"/> 鎮火に成功しても対策本部を通じ119番通報し現場検証のため現状を維持	消火不可能の場合
		炎が人の背丈以上になったら避難し対策本部を通じて119番通報

発見者	① 火災報知器にて発報または大声で火災の発生を周知させる ② 近くに生徒がいる場合は、近隣職員と協力して生徒の安全確保および避難誘導 ③ 近隣職員と協力して管理職へ連絡
-----	--



初期対応	④ 火災報知器にて発報、119番通報、110番通報、日向市役所および企業警備への連絡(事務) ⑤ 対策本部の設置(管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事) ⑥ 人的・物的被害状況について県教委へ第一報(校長)
------	--



避難誘導・非常持出	⑦ 担任・授業担当者は、延焼防止のため教室のドアと窓を閉めたうえ、出席簿を携帯して生徒を避難誘導 ⑧ 避難後、人員確認報告(担任→学年主任→教頭)、そのまま待機 ⑨ 非常持出品の確認・搬出(学校防災計画による) (副校長・教頭、事務長、関係者) <input type="checkbox"/> 指導要録 (教務) <input type="checkbox"/> 学校沿革史(副校長・教頭) <input type="checkbox"/> 卒業証書授与台帳(事務) <input type="checkbox"/> 学校日誌 (教務) <input type="checkbox"/> 休暇処理簿(副校長・教頭・事務) <input type="checkbox"/> 職員出勤簿(副校長・教頭・事務)	<input type="checkbox"/> 旅行命令書(事務) <input type="checkbox"/> 保健日誌 (養護教諭) <input type="checkbox"/> 健康診断表(養護教諭) <input type="checkbox"/> 給与関係書類(事務) <input type="checkbox"/> 職員履歴書(事務) <input type="checkbox"/> 備品台帳 (事務) <input type="checkbox"/> 関係領収書(事務) ⑩ 自衛消防組織による消火作業(学校防災計画による) ⑪ 消防による消火作業 ⑫ 生徒の安全確認 ⑬ 医療機関との連絡体制の確保	消火作業・生徒の安全確認
-----------	--	--	--------------



処理報告	⑭ 鎮火後の処理 ⑮ 被害状況について県教委への報告(校長)
------	-----------------------------------

記録欄	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
-----	---

2 火 災 (夜間、休日の発災)



休日	① 火災報知器にて発報 (→消防、企業警備)	⑤ 火災警報機の発報 (→消防、企業警備)	夜間 対応
発見者	② 警備員へ通報	⑥ 企業警備より管理職へ通報	
	③ 警備員、火災報知器発報、企業警備報告		
	④ 警備員、管理職へ連絡		



状況確認 対策立案	⑦ 管理職は登庁して学校の被害状況を確認するとともに関係職員を招集	発見者	○ 警備員、登庁職員
	⑧ 対策本部の設置 (管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事)		○ 消火器による初期消火
	⑨ 職員の緊急招集 (教務、生指)		○ 鎮火に成功しても現場検証のため現状を維持
	⑩ 状況について県教委へ第一報 (校長)		○ 消火不可能の場合、炎が人の背丈以上になったら避難する
			⑪ 自衛消防組織による消火作業 (学校防災計画による)



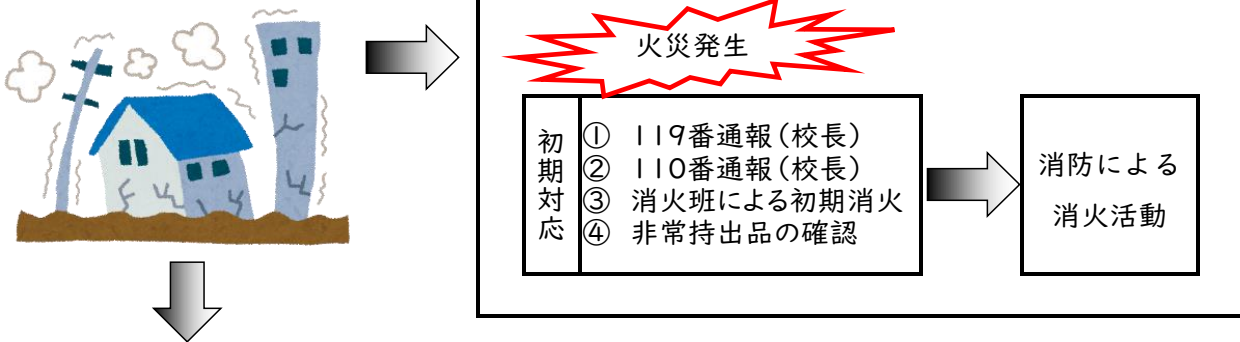
非常持出	⑫ 非常持出品の確認・搬出 (学校防災計画による) (副校長・教頭、事務長、関係者)	消火作業
	<input type="checkbox"/> 指導要録 (教務) <input type="checkbox"/> 学校沿革史 (副校長・教頭) <input type="checkbox"/> 卒業証書授与台帳 (事務) <input type="checkbox"/> 学校日誌 (教務) <input type="checkbox"/> 休暇処理簿 (副校長・教頭・事務) <input type="checkbox"/> 職員出勤簿 (副校長・教頭・事務)	
	<input type="checkbox"/> 旅行命令書 (事務) <input type="checkbox"/> 保健日誌 (養護教諭) <input type="checkbox"/> 健康診断表 (養護教諭) <input type="checkbox"/> 給与関係書類 (事務) <input type="checkbox"/> 職員履歴書 (事務) <input type="checkbox"/> 備品台帳 (事務) <input type="checkbox"/> 関係領収書 (事務)	
		⑬ 消防による消火作業



処理報告	⑭ 鎮火後の処理
	⑮ 被害状況について県教委への報告 (校長)

記録欄

3 地震(授業時の発災)



第一次措置	① 理科室、家庭科室等で火を使った実験・実習の場合は速やかに火気を遮断する(教科担) ② 生徒への指示(教科担、学級担任) (ア) 教室、特別教室等の室内では、棚やロッカーから離れ、机の下に身を隠して机の脚を掴むよう生徒へ指示 (イ) 体育館では頭や首を両手でかばい落下物に注意しながらフロア中央部に集合させる (ウ) グラウンドでの授業、部活動の場合には中央部に集まり、指示を待つ ③ 職員はドアの開放等により出口を確保のうえ、自身の身の安全をはかる
-------	---

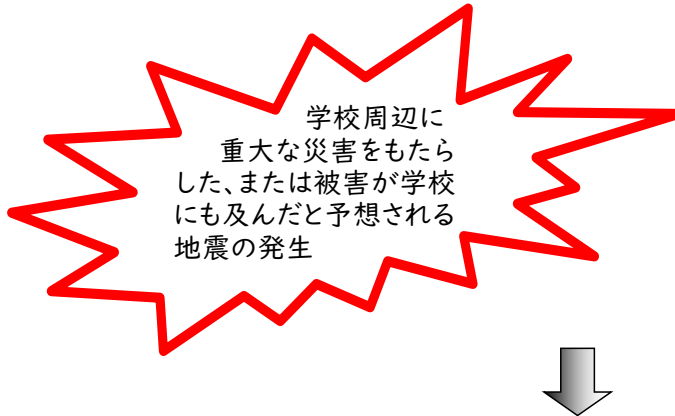
本震終息後

本部設置	④ 対策本部の設置(管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事)
------	--

第二次措置	⑤ 揺れがおさまり避難可能な状況である事を確認(管理職、防災担当) ⑥ 校内放送(職員室または事務室/停電の場合にはハンドマイク等)にて指示を待つこと、負傷者の有無等を放送(教頭) ⑦ 安全確認後、校内放送(ハンドマイク)でグラウンド等への避難を指示(副校長・教頭、事務長、防災担当) ⑧ 担任・授業担当者は出席簿を携帯して生徒を避難誘導 ⑨ 避難後、人員確認のうえ報告(担任→学年主任→副校長・教頭)、待機 ⑩ テレビ、ラジオ等による情報収集(管理職、防災担当) ⑪ 地域の被害等の情報収集(日向市役所、日向警察署)(管理職、防災担当) ⑫ 校内の被害状況の確認・報告(担当者→副校長・教頭) ⑬ 重度の負傷者がいる場合は119番通報(副校長・教頭) ⑭ 軽度の負傷者については養護教諭他救護班で一次処置対応 ⑮ 医療機関との連絡体制の確保
-------	---

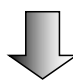
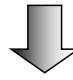
報告	⑬ 学校および地域の被災状況について県教委へ第一報(校長)
対策	⑭ 下校・帰宅に関する交通手段、状況把握と下校計画、帰宅困難生徒の把握(副校長・教頭、事務長、防災担当、教務主任、生徒指導主事)

4 地震(夜間、休日の発災)



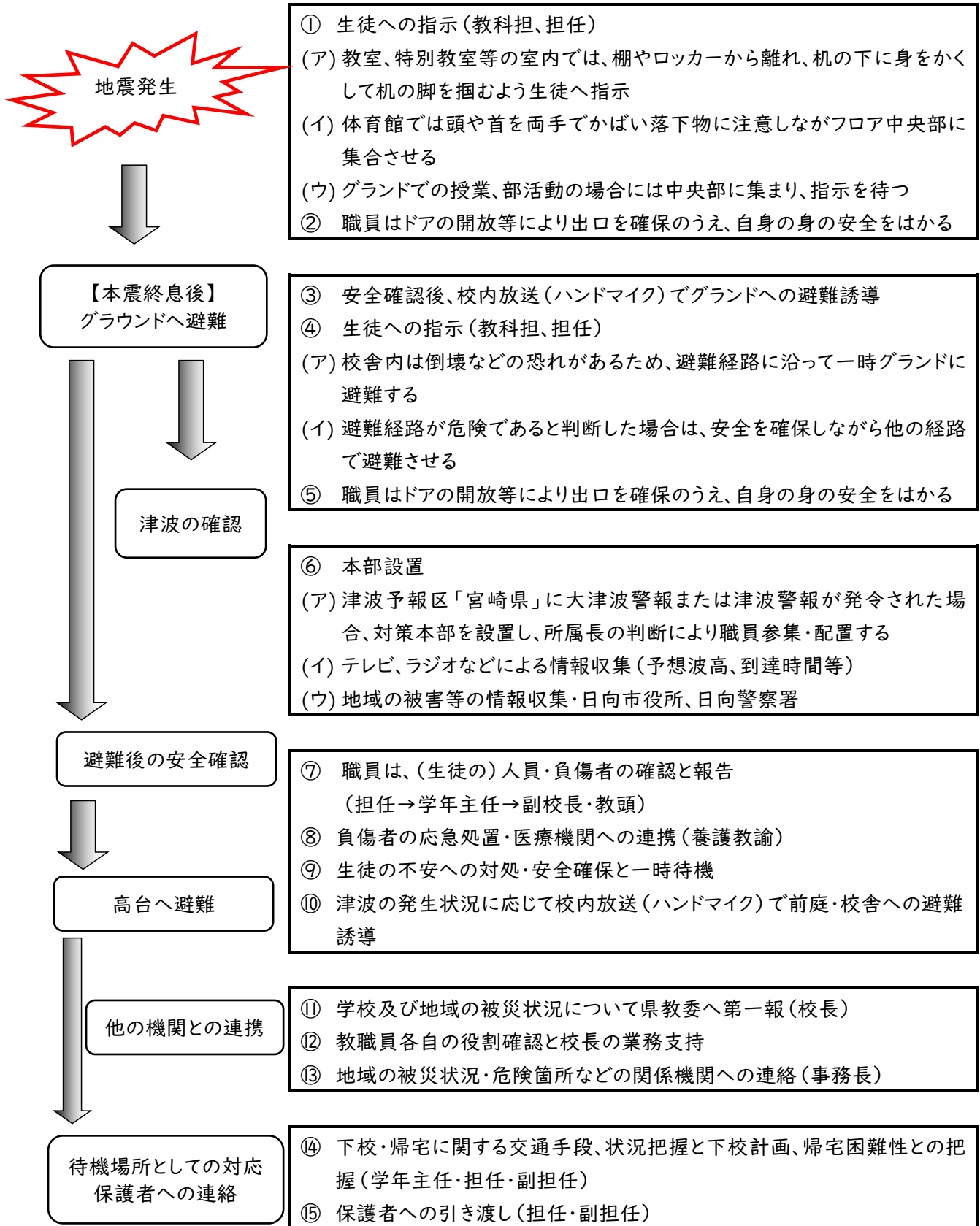
※通信網途絶等により連絡確認の不可能な場合は職員各自の判断により、下記①～⑦について行動する



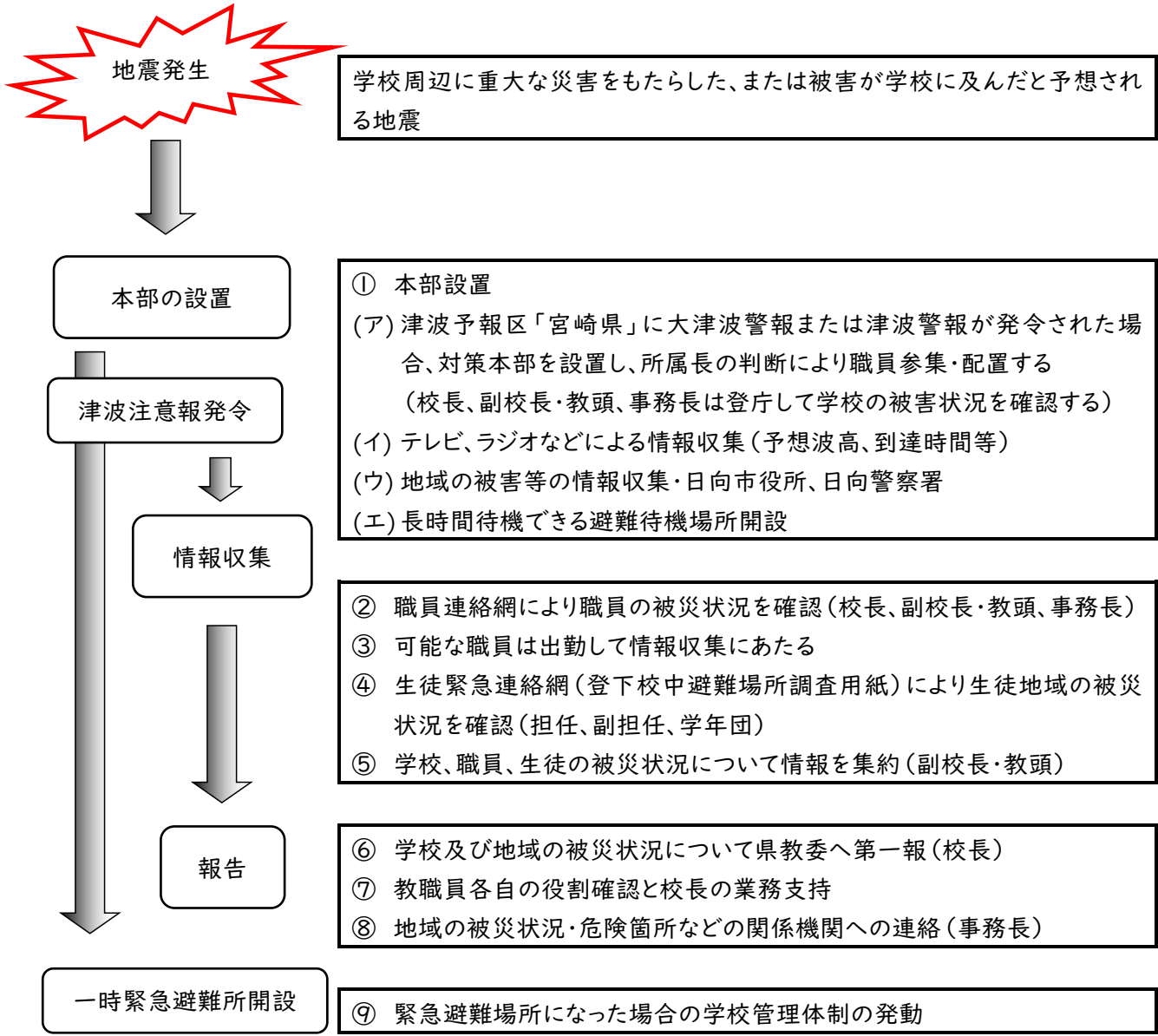
	県内で震度6弱以上の地震が発生した場合	県内で震度5弱～震度5強の地震が発生した場合
第一次情報の収集確認 	全職員は登庁して配置につく。 ① 对本部の設置(管理職は学校の被況を確認) ② 地域の被害等の情報収集・日向市役所、日向警察署 ③ テレビ、ラジオ等による情報収集	校長、副校長・教頭、事務長は登庁して配置につく ① 对本部の設置(管理職は学校の被況を確認) ② 地域の被害等の情報収集・日向市役所、日向警察署 ③ テレビ、ラジオ等による情報収集
第2次情報の収集確認 	④ 職員緊急連絡網により職員の被災状況を確認(管理職) ⑤ 可能な職員は出勤して情報収集にあたる ⑥ 生徒緊急連絡網により生徒の地域の被災状況を確認(担任、副担任、学年団) ⑦ 学校、職員、生徒の被災状況についての情報を集約(副校長・教頭)	④ 職員緊急連絡網により職員の被災状況を確認(管理職) ⑤ 可能な職員は出勤して情報収集にあたる ⑥ 生徒緊急連絡網により生徒の地域の被災状況を確認(担任、副担任、学年団) ⑦ 学校、職員、生徒の被災状況についての情報を集約(副校長・教頭)
県教委への報告	⑧ 学校および地域の被災状況について県教育委員会へ第一報(校長)	⑧ 学校および地域の被災状況について県教育委員会へ第一報(校長)
現状分析と今後の対策	⑨ 不足情報の収集、生徒への伝達手段の確保、出勤不可能職員への措置 ⑩ 緊急避難場所となった場合の学校管理体制の発動	⑨ 不足情報の収集、生徒への伝達手段の確保、出勤不可能職員への措置 ⑩ 緊急避難場所となった場合の学校管理体制の発動

記録欄

5 津波（授業時の発災）



6 津波(夜間・休日の発災)



記録欄

● 津波に対する心得（授業時、夜間、休日の発災）

東日本大震災では、岩手、宮城、福島県を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲いました。各地を襲った津波の高さは、福島県相馬では 9.3m 以上、岩手県宮古で 8.5m 以上、大船渡で 8.0m 以上、宮城県石巻市鮎川で 7.6m 以上などが観測されたほか、宮城県女川漁港で 14.8m の津波痕跡も確認されています。また、遡上高（陸地の斜面を駆け上がった津波の高さ）では、全国津波合同調査グループによると、国内観測史上最大となる 40.5m が観測されました。

国土地理院によると、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県 62 市町村における浸水範囲面積の合計は 561km²。これは、山手線の内側の面積の約9倍にあたります。また、同院が公開した浸水範囲概況図から、今回の津波が、仙台平野等では海岸線から約 5km 内陸まで浸水していることが確認されています。

① 地震にあったら、まず身の安全！

地震を感じたらテーブルなどの下に身を伏せ、揺れが収まるのを待つ。身の安全が確保されたら津波に注意し、急いで海辺から離れ高台へ避難する。

② 正しい情報を入手する！

災害が発生したときにはデマが飛び交いがちになるので、噂に惑わされず、テレビ、ラジオや防災行政無線等からの情報に注意し、正しい状況の把握に努める。

③ 警報・注意報が出たらすぐ避難！

警報・注意報を知ったら、すぐに避難しましょう。地震を感じなくても、津波が襲来することがあります。また、小さい津波でも場所によっては、思わぬ高さに達することがあります。

④ 家を出るときは！

慌てず、落ち着いて、周囲の確認を。余震によって瓦やガラス、看板が落ちてくる危険性があります。近所や周囲の人にも声をかけて、お年寄りや子どもなどの避難に協力しましょう。

⑤ 避難は原則徒歩で！

避難するときは、やむを得ない場合を除き、徒歩で避難しましょう。車等を使用すると、渋滞を引き起こし、避難や救護に支障をきたします。

⑥ 海や川に近づかない！

防波堤や堤防が地震の影響を受けている恐れや、津波が見えていない場合があります。非常に危険です。また、川に沿って上流側へ追いかけてくるので、川に対して直角方向に避難しましょう。

⑦ 解除までは気をゆるめない！

津波は時間をおいて、繰り返し襲来します。第1波より、第2波、第3波の方が大きくなることがありますので、警報、注意報が解除されるまで注意しましょう。

⑧ 協力し合って応急救護！

地震時や避難時に多数の負傷者が出れば、ご近所や周囲の人と助け合い、地域や学校で協力し合って避難しましょう。（地域の自主防災組織がある場合は、対応について確認しておきましょう）

7 風水害(授業時の発災が予想される場合)

発災	<ul style="list-style-type: none"> ① 台風、大雨等による風水害のため<u>授業の継続</u>が困難と予想される状況の発生 ② 台風、大雨等による風水害のため<u>翌日の登校</u>が困難と予想される状況の発生
----	--



情報の収集分析	<ul style="list-style-type: none"> ③ 大雨警報又は洪水警報が発令された場合、所属長の判断により対策本部を設置(管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任等)する。 ④ マスメディア、インターネット等による最新の気象情報収集(副校長・教頭) テレビ、気象庁・ウエザーニュース等のHP ⑤ 関係機関と連絡をとり地域の気象・道路・交通機関等についての情報を収集 (副校長・教頭、事務長、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事) 日向市役所、日向警察署、門川町、延岡市、美郷町、宮崎交通、JR ⑥ 今後の情勢推移について分析、判断(対策本部)
---------	--



一次措置	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 生徒の下校が必要と判断した場合には緊急職員連絡会を実施(校長) ⑧ 緊急職員連絡会にて生徒の下校措置、校内の暴風雨対策について指示(校長) ⑨ 経過と措置について県教委へ第一報(校長)
------	--



二次措置	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 生徒への下校指示、帰宅困難生徒の把握(担任、学年団)、家庭への連絡(マメールの活用) ⑪ 帰宅困難生徒の校内措置(教務) ⑫ 下校路に危険が予想される場所については必要に応じて立ち番指導(生徒指導部) ⑬ 全職員で校内の暴風雨対策(屋外の飛散物固定、窓閉確認、危険箇所確認)
------	--



災害終息

事後措置	<ul style="list-style-type: none"> ⑭ 生徒の罹災状況確認(担任、学年団)、施設の罹災状況確認(対策本部、事務) ⑮ 罹災状況の集約(副校長・教頭)と県教委への報告(校長、財務福利課:事務長)
------	---

記録欄	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
-----	---

8 風水害(休日・夜間の発災)

発災	台風、大雨等による風水害のため翌日の登校が困難と予想される状況の発生
----	------------------------------------



情報の収集分析	<ol style="list-style-type: none"> ① 状況により管理職は登庁(もしくは連絡を取る) ② 大雨警報又は洪水警報発令時で、対策本部を設置(管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任等)した場合、可能な範囲で連絡を取り、所属長の判断により、職員参集・配備する。 ③ マスメディア、インターネット等による最新の気象情報収集(副校長・教頭) テレビ、気象庁・ウェザーニュース等のHP ④ 可能な限り関係機関と連絡をとり地域の気象・道路・交通機関等についての情報を収集(副校長・教頭、事務長、防災担当、教務主任) 日向市役所、日向警察署、門川町、延岡市、美郷町、宮崎交通、JR ⑤ 今後の情勢推移について分析、判断(対策本部)
---------	---



対策措置	<ol style="list-style-type: none"> ⑥ 風水害が予想される場合は、自宅待機、臨時休校等の措置を決定(校長) ⑦ 職員連絡網により措置について連絡(副校長・教頭→職員) ⑧ 生徒連絡網により措置について連絡(担任→生徒) ⑨ 県教委へ報告(校長) ⑩ 施設に罹災のある場合は状況を集約して県教委へ報告(事務長)
------	--

記録欄	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>
-----	--

防災情報

- ・ 気象庁ウェブページ
- ・ ハザードマップポータルサイト
- ・ 防災情報のページ(内閣府)
- ・ レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)(気象庁)
- ・ 高解像度降水ナウキャスト(気象庁)

9 不審者侵入防止及び不審者対応

(1) 不審者侵入防止

① 校門	駐車場所（前庭）の案内・受付案内（事務室）の看板設置
② 校門から校舎入口	死角を排除するため駐車場所は前庭に限定する 前庭からの通路に関しては『部外者立入禁止』の看板設置
③ 校舎への入口	職員、生徒以外の入口を正面玄関に限定する 事務室にて受付し名簿記載の後に名札着用 ※名札未着用の来校者には職員が躊躇することなく確認・声掛けをする

(2) 不審者対応



不審者発見

発見者 応援職員 (複数対応)	<ul style="list-style-type: none"> ① 発見者は直ちに最寄りの教職員へ連絡 ② 一人は事務室、副校長・教頭へ状況報告 ③ 危険人物かどうかの見極め(名札の着用) ④ 複数で校外への退道を説得、可能であれば付き添って退校を見届ける ⑤ 人物の特徴等を対応者で協議・記録
-----------------------	---

↓ 退出せず危険を感じた場合

緊急通告 情報集約	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 武器・凶器・刃物の所持や危険行動など危険を認知したら直ちに大声で周囲に知らせるとともに、校内へ連絡する(校内電話、携帯電話等、複数の職員で様々な手段を講ずる)(発見者、応援者) ⑦ 情報を集約し、管理職、生徒指導主事、進路指導主事、教務主任、学年主任で状況分析と対応について緊急会議
緊急連絡 負傷者搬送 保護者連絡	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 校長の判断で生徒の避難誘導、警察、救急への連絡等を決定 ⑨ 警察へ110番通報、負傷者のある場合は119番通報(副校長・教頭、事務長) ⑩ 負傷者等のある場合は、救急車等にて病院へ搬送(養護教諭、担任等) ⑪ 生徒の傷病の程度、搬送先病院等を保護者へ連絡(担任、学年主任)
県教委報告	⑫ 県教委へ第一報(校長)

↓

危険回避 避難誘導 行動阻止 記録	<ul style="list-style-type: none"> ⑬ 校内放送にて避難誘導を指示。(副校長・教頭、生徒指導主事) ⑭ 生徒の安全のために避難経路を確保し、避難誘導にあたる(全職員) ⑮ 最寄りの職員は複数にて、安全優先で、あらゆる手段を用いて不審者の行動阻止にあたる(刺叉、竹刀、モップ、カラー液ボール、野球ボール等、その他犯人の行動障害物となるもの)銃火器保持の場合以外は無理せず。 ⑯ 複数の位置から、スマホ、ビデオ、デジカメにて不審者の行動を記録しておく(生徒指導部、その他関係者)
警察協力	⑰ 警察の到着後は、可能な範囲で警察の不審者確保に協力する
負傷者の 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ⑱ 当該搬送生徒の状況、容体、治療等について病院より報告(搬送引率者) ⑲ 生徒の状態によっては、校長または副校長・教頭が搬送先を訪問する

↓

状況報告 関係者連絡	⑳ 現時点での状況について集約分析の上、今後の対応について管理職、生徒指導主事、進路指導主事、教務主任で緊急会議
犯人確保	㉑ 緊急職員会議を招集し、現状報告、生徒の避難維持、下校措置等今後の対応について協議
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ㉒ 犯人確保後、生徒のメンタルケア、下校指導、保護者の迎えが必要な生徒の家庭への連絡(担任、学年団、養護教諭) ㉓ マスコミ対応は教頭(場合によっては校長)に集約する

記録欄

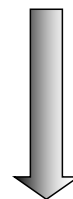
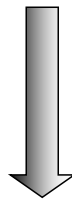
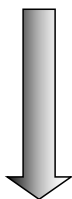
10 弾道ミサイル発射に係る対応について

① Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け



避難行動	屋内	○近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る (可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにはない場合はそれ以外の建物に避難) ○近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
	屋外	○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する ○床に伏せて頭部を守る



日本に落下する可能性がある

日本の上空を通過

日本の領海外の海域に落下



直ちに避難の呼び掛け

ミサイル通過情報

落下場所等の情報



避難行動の継続

屋内避難は解除
○不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する



落下場所等の情報収集



追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続



追加情報

記録欄

II 生徒の事件・事故

(1) 学校内外での事故(体育、各教科、実習、登下校、部活動中等)



心肺停止、熱中症、意識不明、骨折、負傷、火傷 他

<AED設置場所>

- ①正面玄関 ②2F 渡り廊下(教室棟)
- ③体育館入口 ④グラウンド(道具倉庫)

<担架設置場所>

- ①保健室前 ②2F 渡り廊下(教室棟)
- ③体育館入口 ④グラウンド(道具倉庫)

授業担当者 部顧問 発見者 周囲の協力者

応急措置	① 時刻・状況・事態の確認把握 ② 担架・AEDによる一次救命措置
関連措置	③ 活動(学習)の一時停止 ④ 関連事故の防止(指示) ⑤ 安全な避難・誘導
組織連絡	⑥ 管理職、養護教諭・保健主事への連絡 ⑦ 担任、学年主任への連絡 ⑧ 情報の集約、救急車要請判断(管理職、保健主事、養護教諭)



救急車要請 その他搬送	<p>⑨ 傷病の程度により関係者で病院へ搬送(養護教諭、担任、部顧問 他)</p> <p>※ 搬送はタクシーまたは救急車を原則とするが、緊急やむを得ず自家用車を利用せざるを得ない場合は校長の許可を得る。その際は万全の安全体制と交通規則遵守に努めること。</p> <p>⑩ 救急車要請(副校長・教頭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、報告者名、電話番号(54-3400) ・ 疾病者等の人数・性別・年齢・氏名 ・ 「いつ」「どこで」「どうして」「意識の有無」「身体状況」等 ・ 救急車到着までにしておく事、学校近くではサイレンを止める事等 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><救急車の要請基準></p> <p>①呼吸停止 ②意識喪失 ③ショック症状 ④大きな開放創 ⑤けいれん ⑥広範囲の火傷 ⑦激痛の持続 ⑧骨の変形 ⑨多量の出血を伴う場合 ⑩その他発見者が必要と判断した場合</p> </div>
保護者連絡	<p>⑪ 事故の状況、傷病の程度、搬送先病院等について、相手に動揺を与えぬよう落ち着いた連絡(担任、学年主任、養護教諭)</p> <p>⑫ 加害者のある場合は加害者の保護者にも連絡(当該担任) 人命にかかわる場合は被害者保護者への連絡もしくは病院からの報告後</p>
	⑬ 人命に関わる事故等の場合は校長または副校長、教頭が病院へ赴く



状況報告	⑭ 病院から学校へ診察結果・治療内容等、当該生徒の状況を報告(搬送者)
------	-------------------------------------



県教委報告	⑮ 県教委等への連絡・報告は校長が判断する
状況まとめ	⑯ 生徒事故報告書により、事故の状況についてまとめる(副校長・教頭)

○心肺停止に対する応急手当

・学校内外での事故(体育、各教科、学校行事、登下校、部活動等)



- ★ 反応の有無を確認。
- ※ 大きな声で呼びかける。
- ※ 肩を軽くたたく。
- ※ 何らかの反応があるか?

反応なし、判断に迷う(わからない)

<AED設置場所>

- ①正面玄関
- ②2F 渡り廊下(教室棟)
- ③体育館入口
- ④グラウンド(道具倉庫)

- 応援を要請し、119番通報する!
- AEDを依頼する!

<担架設置場所>

- ①保健室前
- ②2F 渡り廊下(教室棟)
- ③体育館入口
- ④グラウンド(道具倉庫)

- ★ 呼吸の有無を確認
- ※ 正常な呼吸をしているか。
- ※ 腹部や胸部の動きを観察。
(10秒以内で観察)

- ★ 「反応あり」の場合には、倒れた人のそばを離れず、全身の状態を観察する。
- ★ 「呼吸あり」の場合は、気道確保を行いつつ、応援及び救急隊の到着を待つ。

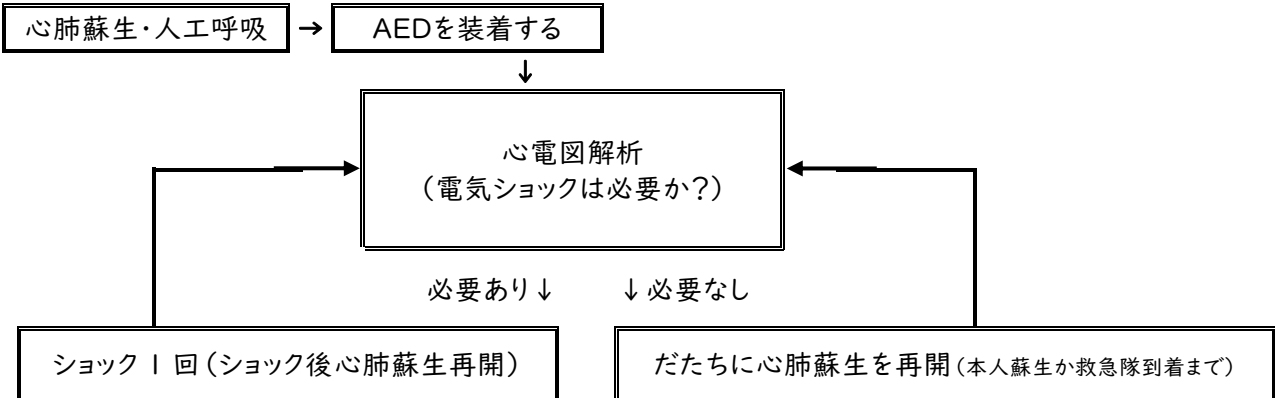
呼吸なし
(わからない)

ただちに心肺蘇生を開始

胸骨圧迫 → 気道確保 → 人工呼吸 の手順で!

※ 水の事故(溺水)では、気道確保(状況に応じて人工呼吸)を優先してください。

○ 心肺蘇生とAED装着手順



○突然死を防ぐための10ヶ条

★ 基本的な注意事項

- ① 学校心臓検診(健康診断)と事後措置を確実にを行う
- ② 健康観察、健康相談を十分に行う
- ③ 健康教育を充実し、体調が悪いときには無理をしない、させない
- ④ 運動時には準備運動・整理運動を十分に行う

★ 疾患のある(疑いのある)子どもに対する注意事項

- ⑤ 必要に応じた検査の受診、正しい治療、生活管理、経過観察を行う
- ⑥ 学校生活管理指導表の指導区分を遵守し、それを守る
- ⑦ 自己の病態を正しく理解する、理解させる
- ⑧ 学校、家庭、主治医間で健康状態の情報交換する

★ その他、日頃からの心がけ

- ⑨ 救急に対する体制を整備し、充実する
- ⑩ AEDの使用法を含む心肺蘇生法を教職員と生徒全員が習得する

○頭頸部外傷対応の10カ条

●教師のための頭頸部外傷対応の10カ条

★ 学校行事及び体育的活動、部活動とうにおける基本的注意事項

- ① 児童生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、指導計画や活動計画を定める。
- ② 体調が悪いときには、無理をしない、させない。
- ③ 健康観察を十分に行う。
- ④ 施設・設備・用具・環境条件等について継続的・計画的に安全点検を行い、正しく使用する、使用させる。

★ 頭頸部外傷を受けた(疑いのある)児童生徒に対する注意事項

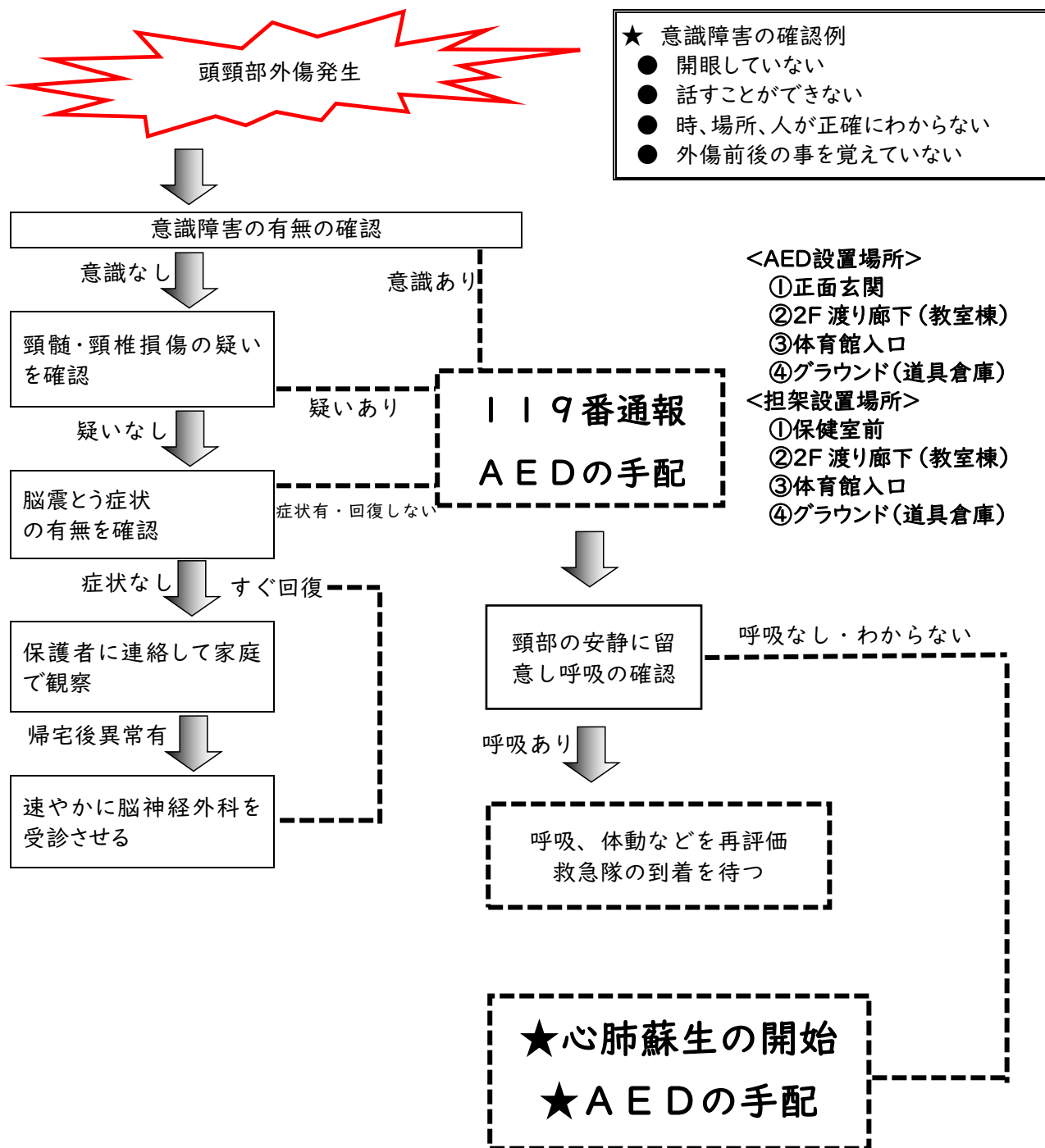
- ⑤ 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。
- ⑥ 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。
- ⑦ 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさずに速やかに救急車(119番)を要請する。
- ⑧ 練習、試合、その他活動への復帰は慎重に、十分配慮する。

★ その他、日頃からの心がけ

- ⑨ 救急に対する体制を整備し、充実する。
- ⑩ 安全教育や組織活動を充実し教職員や生徒が事故の発生要因や発生メカニズムなどを正確に把握し、適切に対応できるようにする。

○頭頸部外傷事故発生時の対応

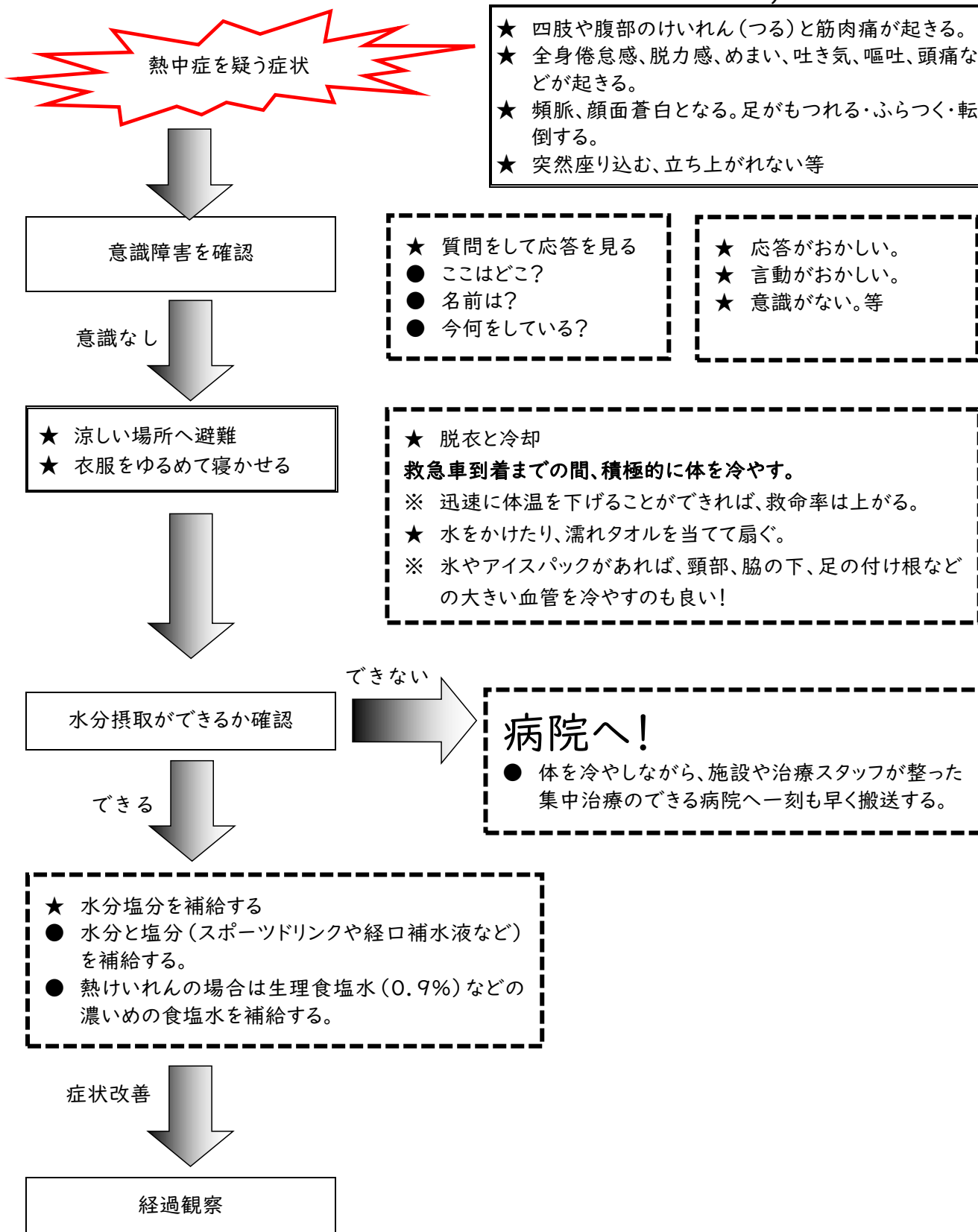
・学校内外での事故(体育、学校行事、登下校、部活動等)



記録欄

○熱中症対応フローチャート

・学校内外での事故(体育、学校行事、登下校、部活動等)

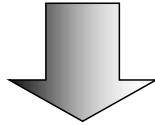


○歯・口（口腔）のけがの処置

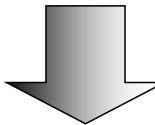
- ・ 学校内外での事故（各教科、実習、学校行事、部活、野外活動等）

① 抜けたり、破折した時は、その歯を探して乾燥させないように歯の保存液に浸す。

- 歯の保存液は、歯や歯根膜の乾燥を防ぎ、再植に必要な歯根膜細胞を守るために使用します。歯が抜けた時、歯の保存液がなかったら、歯根膜細胞が浸透圧で変性しないように冷たい牛乳でも代用は可能です。しかし、学校では歯の保存液を保健室などに常備しておくことがおすすめです。



② 口をぬるま湯で軽くすすぎ、汚れや血を流す。



③ 「歯の保存液につけた歯」を持って歯科医院へ！

- けがをした直後は何ともなくても、歯髄内の出血や血液の循環障害で歯髄が壊死して歯が変色し、黒ずんでくることがあります。最初何でもないと感じて、歯の変色に気づいたら早めに受診をしてください。

○ 歯・口のけがを防ぐための10カ条

★ 日頃からの管理と指導

- ① 朝、授業や活動の途中・前後に健康観察をする。
- ② 食事、運動、休養・睡眠の調和の取れた生活と敏捷性や調整能力などの基礎的な体力づくりに努める。
- ③ 施設・設備や用具、教室や運動場などの安全点検を行い、環境を安全に整える。
- ④ 活動場所や内容、運動種目などに応じた安全対策を行う。
- ⑤ 危険な行動を見つけたら、改善のための指導を行う。
- ⑥ 安全な活動や用具等の使用に関するルールを決め、お互いに守るようにさせる。

★ 危険を予測・回避するために。

- ⑦ 事故の事例や「ひやり・はっと」した場面などを題材に、危険予測・回避の学習をさせる。
- ⑧ 体の接触、ボールやバット・ラケット等に当たることが多い運動では、マウスガード（ピース）の着用も検討する。

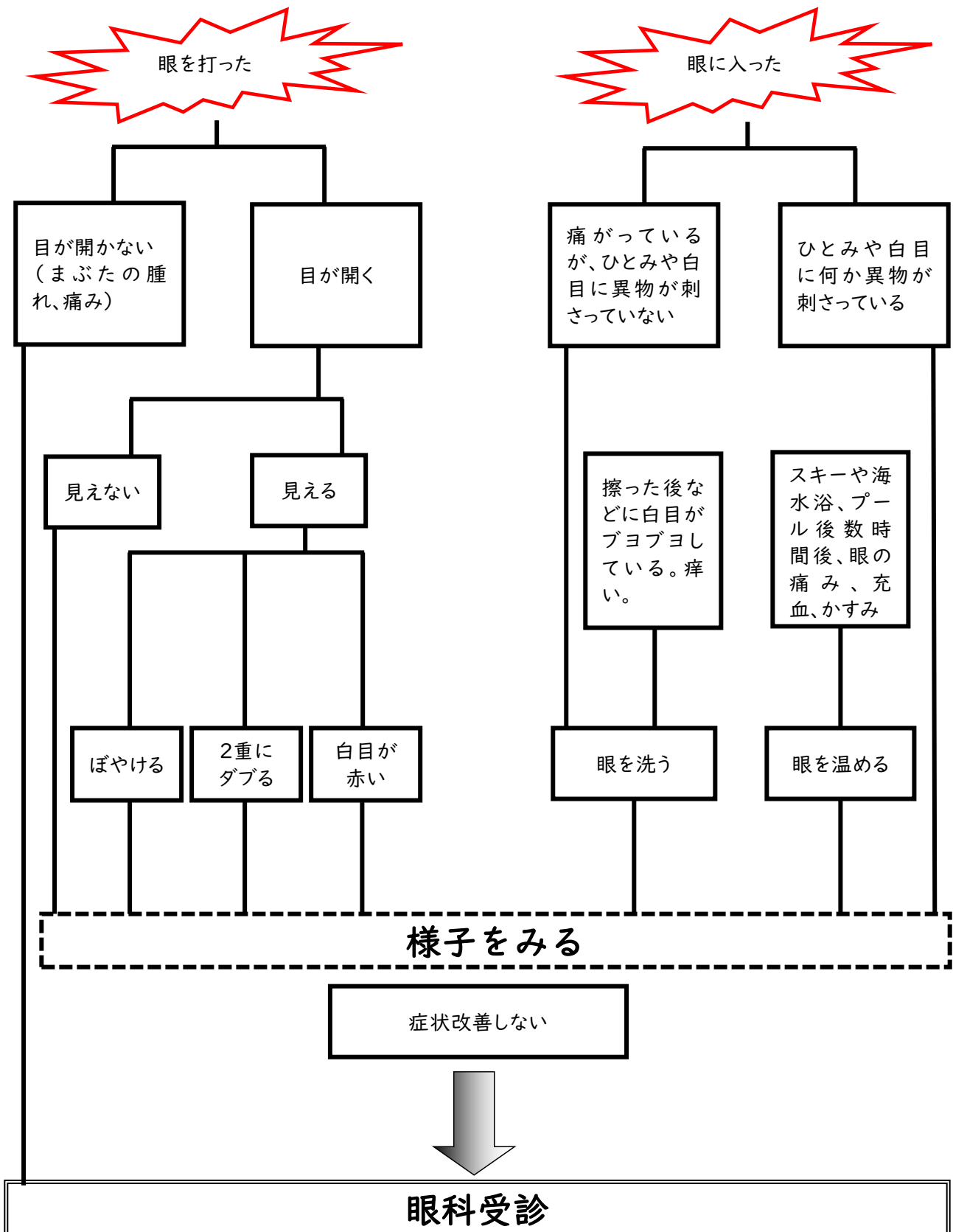
★ けがをしてしまったら。

- ⑨ けがをしたところを清潔にし、応急手当を行う。
- ⑩ 抜けた（欠けた）歯を拾って、速やかに歯科医を受診させる。

○眼の外傷対応のフローチャート

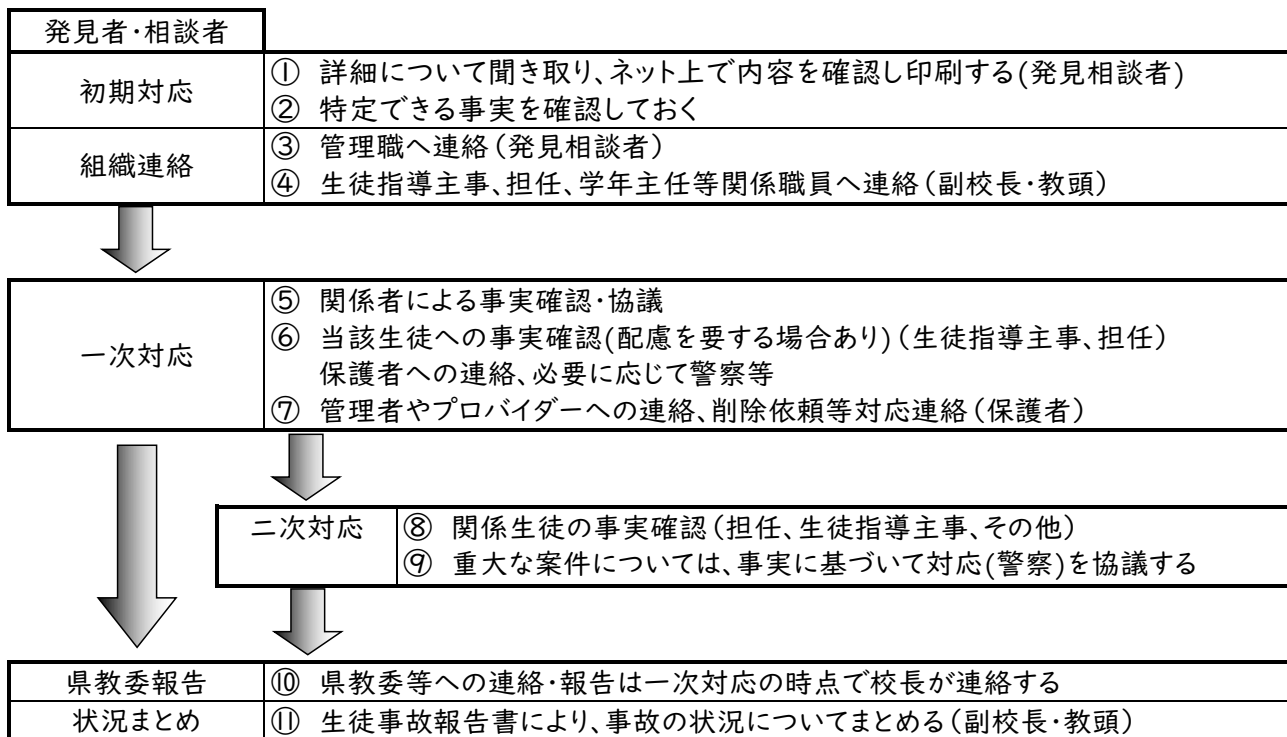
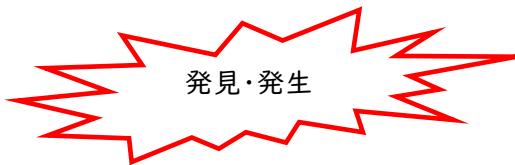
・学校内外での事故(体育、学校行事、登下校、部活動等)

※スポーツ眼外傷は眼の打撲と異物がもつと多い。ボール、シャトル、肘や手の接触あるいは転んで眼を打った時に何と言っても重要なのは、目が開くか?見えるか?である。



(3) ネット上の誹謗中傷等

保護者の責務	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」 ・子どものインターネット利用状況を適切に把握する ・フィルタリング等の利用により、子どものインターネットの利用を適切に管理する ・子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める ・不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等々の問題が生じることに留意する
--------	---



※ ネットによる事案はプライバシーの問題から慎重に対応する必要があります。生徒から相談を受けた場合、「内容によっては保護者・管理職に報告することになる」と説明してください。生徒がためらう場合は、事が大きくなってからでは対応が難しいことを説明し、理解を促してください。難しい場合は、外部の相談機関等の紹介も含め、可能な対応をお願いします。

記録欄	
-----	--

◎参考となる資料等

- ・子供の性被害対策(警察庁)
- ・インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発動画(公益財団法人警察協会)
- ・情報モラル教育の充実(文部科学省)
- ・青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

学校内事件（校内暴力） 生徒相互の暴力

対応の手順	事 項	担当者
暴力発生 ↓	発生と発覚は同時でない場合がある。怪我等が発生した場合は、「校内における生徒の事故」を参照	
事情聴取 ↓	双方の生徒にそれぞれの言い分を聞き、事件に発展するまでの経緯・暴力の事実関係について把握する。	学級担任 生徒指導部
指 導 ↓	暴力は絶対にいけないことの指導と、双方の言い分に対するきめ細かな指導を行う。	学級担任 生徒指導部
保護者連絡 ↓	事件の全容並びに学級担任・生徒指導部がとった措置（事情聴取と指導）について双方の保護者に連絡をし、今後の指導について協力をお願いする。	学級担任 生徒指導部
校内連絡 ↓	事件の全容並びに指導の経過等について生徒指導主事、校長、副校長・教頭に報告し、全職員で指導することを確認する。	学級担任
関係機関	校長の判断で連絡報告を行う。	校長

学校内事件（校内暴力） 対教師暴力

対応の手順	事 項	担当者
暴力発生 ↓		
報 告 ↓	どんな小さなことでも対教師暴力は学校にとって大きな事件である。必ず生徒指導主事を経て、副校長・教頭、校長へ報告する。	学級担任 生徒指導部
事情聴取 ↓	生徒指導主事（生徒指導部員）が当該生徒に対し教育相談的に事情聴取をする。当事者の職員については、校長が事情を聞く。職員が病院へ行く必要があるときは、職員の校内事故に準じて対応し、その後事情を聞く。	学級担任 生徒指導部
職員会議 ↓	聴取した事情等から事件の全容を確認しあい、今後の対応の在り方（生徒への対応・教師の留意点）について検討し、全職員協力して指導にあたっていくことを共通理解する。	学級担任 生徒指導部
保護者連絡 ↓	事件に至るまでの経緯を含めた事件の全容について知らせ、今後の学校の指導について理解を求め、協力を要請していく。	学級担任
関係機関	校長の判断で連絡報告を行う。	校長

学校内事件（いじめ）

対応の手順	事 項	担当者
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">いじめ発覚</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>いじめについては早期発見に努めるよう心がける。生徒・保護者・外部からの連絡等により発覚する場合も多い。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">報 告</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>いじめの状況が認められた場合は、直ちに教育相談担当（またはいじめ対策委員会の委員）・生徒指導主事・教頭・校長に報告する。</p>	学級担任 生徒指導部
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実態調査</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>いじめ対策委員会で確認し、教育相談担当（またはいじめ対策委員会の委員）は被害者・加害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。その際、特に被害者の心情には気を配り、すべてをくみ取り理解していくよう最大の努力をする。</p>	学級担任 生徒指導部
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">委員会審議</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>いじめ対策委員会において、いじめの実態の分析・考察・原因・今後の指導の在り方、全職員協力した体制、保護者への連絡事項並びに協力要請等について協議する。 委員（副校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・教育相談担当・特支コーディネーター・養護教諭・関係教諭）</p>	学級担任 生徒指導部
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保護者連絡</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>協議した指導法に沿って、担任はもちろん全職員並びに保護者等へも指導の協力を要請していく。</p>	学級担任
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">関係機関</div>	<p>校長の判断で連絡を行う。</p>	校長

記録欄

被害生徒 家庭環境

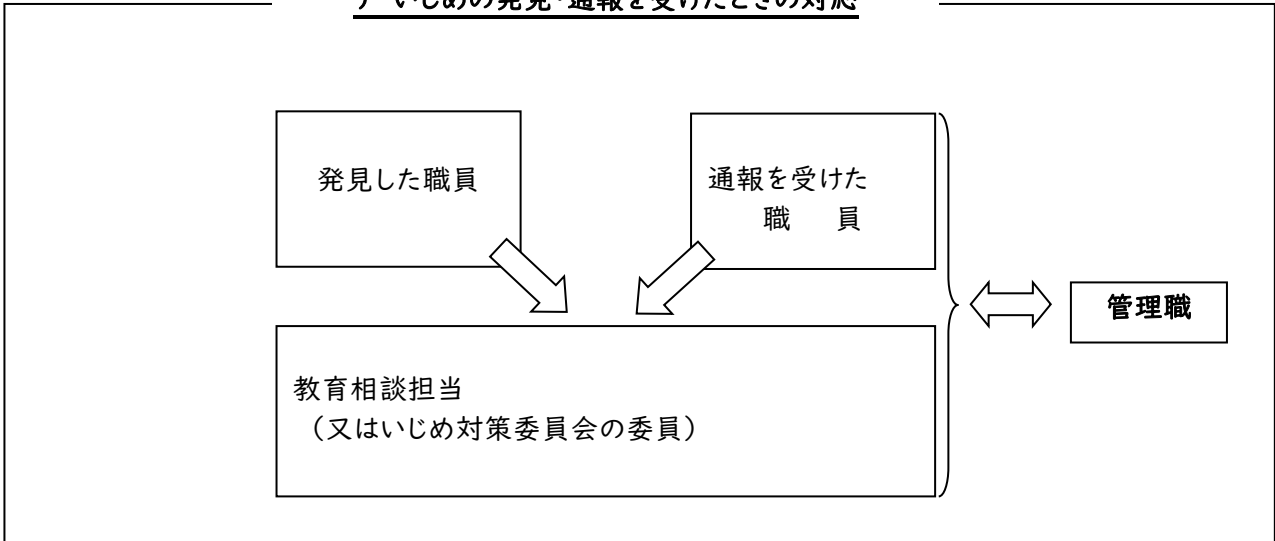
加害生徒 家庭環境

発生日時 発生場所

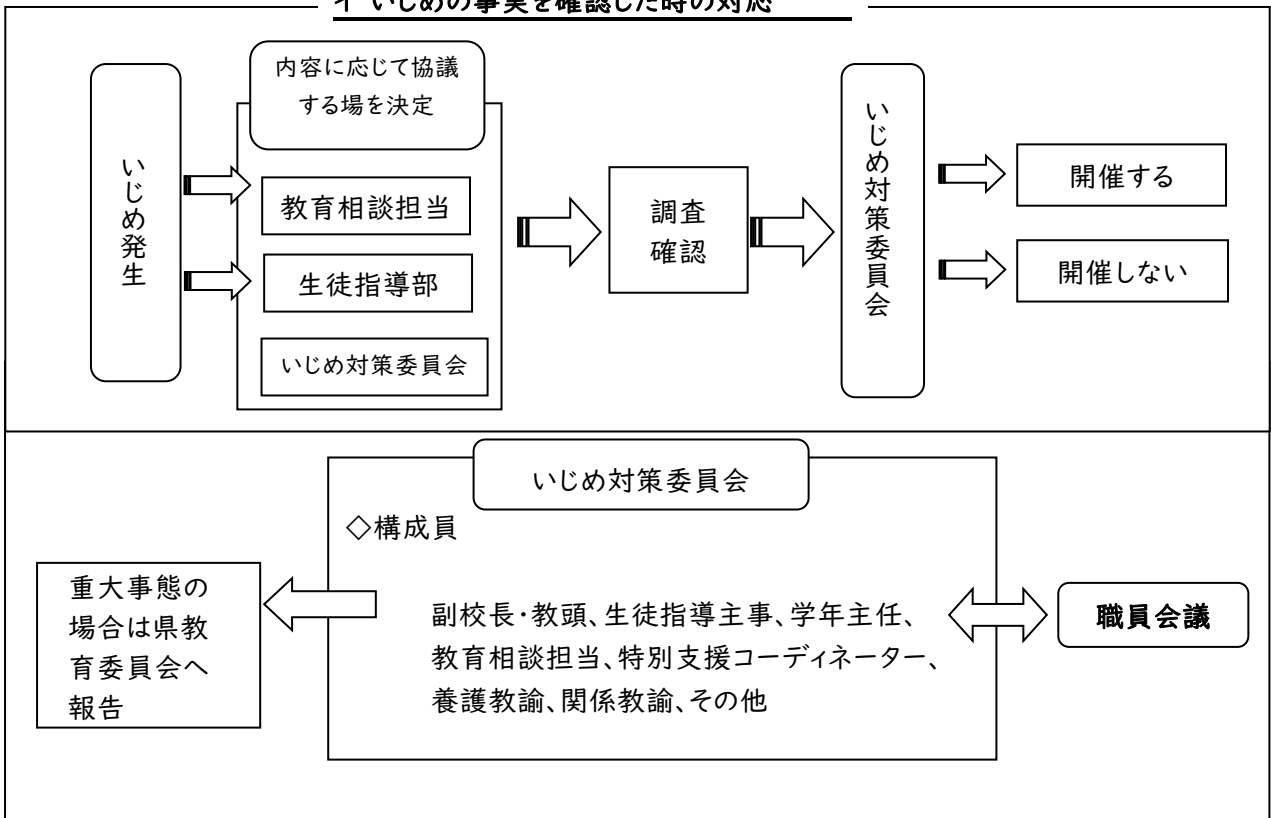
概 要

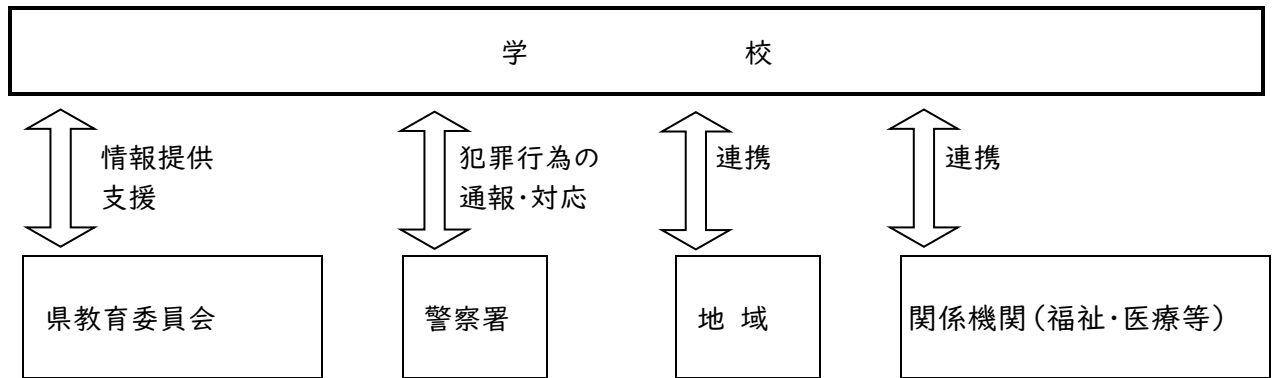
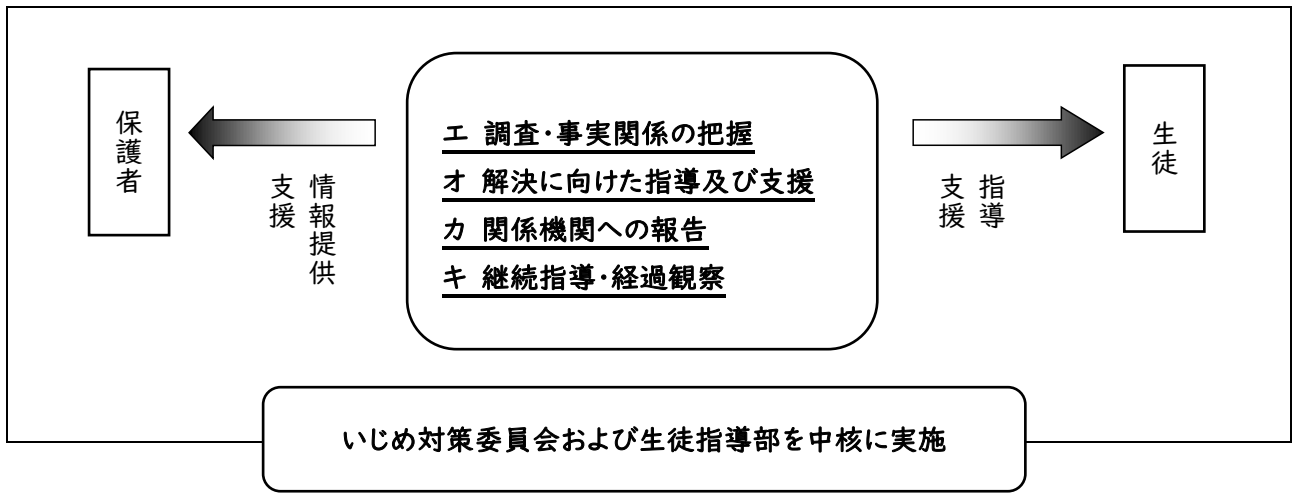
(6) いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ いじめの事実を確認した時の対応





別紙1 学校いじめ防止プログラム

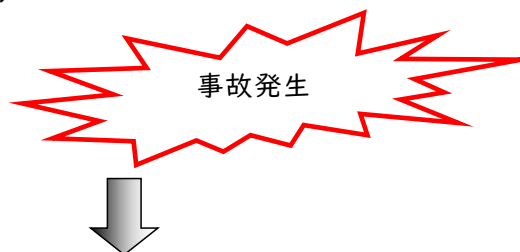
月	未然防止			早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等		
4	入学式・対面式 遠足	遠足の企画・運営		学校基本方針の確認 生徒の情報共有	面談週間	毎週1回学年会を実施し、学年内のいじめ・不登校の状況について学年で情報共有	計画・目標作成
5		ボランティア活動(通年)		生徒理解に関わる研修			三者面談での相談
6	生徒総会	文化祭・体育大会の企画提示			第1回学校生活アンケート 教育相談	↓ 毎週、教育相談委員会で、各学年でのいじめ・不登校の状況を報告し、組織的対応について協議	学校評議員会
7	クラスマッチ	文化祭・体育大会に向けての準備	ピア・サポートに視点を おいた人権教育①	いじめ防止研修 学校生活アンケートの分析報告と取組協議		↓ 学年会で相談委員会での内容を報告、状況を確認し、情報を共有する	アンケート分析に基づく取組改善
8	オープンスクール					↓ 学年会で相談委員会での内容を報告、状況を確認し、情報を共有する	三者面談・家庭訪問での相談
9	文化祭 体育大会	文化祭・体育大会での活動			第2回学校生活アンケート 結果を受けての教育相談		取組に対する協議
10				授業研修期間			
11			ピア・サポートに視点を おいた人権教育②	人権教育研修	面談週間	※緊急の事案については、随時、ケース会議、対策委員会を開く ※アンケートの分析、対応作原案を作る	
12	修学旅行	生徒会新聞(不定期)		学校生活アンケート分析報告と取組協議	県アンケート		通信での、いじめ防止活動報告 学校評議員会
1			ピア・サポートに視点を おいた人権教育③		第3回学校生活アンケート		取組に対する協議
2					面談週間、アンケート結果を受けての教育相談		学校評議員会
3	百人一首大会			今年度の反省と次年度取組の協議			次年度目標を作成

12 職員の事故

(1) 学校内における職員の事故

<p>学校内における生徒の事故に準じる。 状況に応じて、速やかに配偶者・家族に連絡する。</p>
--

(2) 学校外における職員の事故 <加害者となった場合>



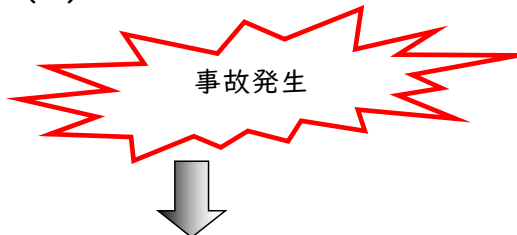
交通違反等も、被害者のない事故として本マニュアルに準じて対応

連 絡	<p>① 当該職員は副校長・教頭(校長、事務長)に連絡する。 ② 通報事項 氏名、時刻、発生場所、事故・被害者の状況、対応の状況</p>
-----	--

対 処	<p>③ 当該職員は誠意と責任を持って対応にあたる。 ④ 重大な事態に至ったり状況が変化して場合は、適宜連絡する。 ⑤ 人命にかかわる重大な重大な事故の場合には、校長(副校長・教頭、事務長)が直ちに病院等へ出向して被害者を見舞い、状況を把握する。</p>
-----	---

状況整理	⑥ 事故処理等が完全に終わっていない段階では事故等の原因まで言及できないことも踏まえて、事故の状況を可能な限り調べ、まとめる。(副校長・教頭)
県教委報告	⑦ 県教委へ第一報(校長)。

(3) 学校外における職員の事故 <被害者となった場合>



受 報	<p>① 通報者または受報者は教頭(校長、事務長)に連絡する。 通報事項 氏名、時刻、発生場所、事故・怪我等の状況</p>
-----	---

状況確認 報 告	<p>② 発生現場または病院へ行き、事故の状況および現状を確認する。(副校長・教頭) ③ 確認内容および職員の状況を校長へ報告する。(副校長・教頭)</p>
-------------	--

県教委報告	④ 県教委へ第一報。(校長)
-------	----------------

(4) サイバー事故(ネットワーク等への情報流出、電子情報の紛失等)



組織連絡	① 当該職員は副校長・教頭(校長、事務長)に連絡する。 ② 通報事項 氏名、時刻、事故の内容
------	---



初期対応	③ 流出については、ネット上で内容を確認し印刷する。(発見相談者) ④ 特定できる事実を確認しておく。
------	--



一次対応	⑤ 情報流出の場合、管理者やプロバイダーへの連絡、削除依頼等の対応について連絡。(副校長・教頭)
------	--



状況整理	⑥ 状況を可能な限り調べ、まとめる。(副校長・教頭)
県教委報告	⑦ 県教委へ第一報(校長)。

記録欄

記録欄

13 新型インフルエンザ・新型コロナの各発生段階における対応

発生段階	対 応
<p>前段階 (発生していない状態) <基本的な取組></p> <p><連絡体制の整備></p> <p><情報収集及び提供></p> <p><相談体制></p>	<p>① 感染防止対策と生徒の健康状態把握を徹底する</p> <p>② 保健室だより等を通じて、正しい情報・知識・予防方法等を周知する</p> <p>③ 学校医や学校薬剤師の指導のもと感染予防に必要な備蓄の確保を行う</p> <p>④ 臨時休業の措置基準や発生時の対応について予め確認を行う</p> <p>① 校内連絡体制(職員、生徒連絡網)及び関係機関(県教育委員会、学校医、保健所、医療機関等)への連絡体制を確認する</p> <p>② 対策委員会を開き、外部対応、応急措置、情報収集について体制を整備する</p> <p>① 関係機関(県教育委員会、学校医、保健所、医療機関等)との連携により、最新の情報を常に収集し、生徒、保護者へ周知する</p> <p>② 海外への修学旅行を予定している場合、訪問先の状況等を調査の上、実施の決定をし、新聞やインターネット等を通じて常に最新の情報を収集する</p> <p>① 学校医等による相談体制を整えるとともに、保健所に設置される新型インフルエンザ・新型コロナ相談窓口を確認し、生徒・保護者へ周知する</p>
<p>第1段階 (海外発生期) ○体制整備・情報提供の強化を図る</p>	<p>① 関係機関と連携をとりながら情報収集を行い、あらゆる機会を通じて新型インフルエンザ・新型コロナに関する情報の提供を行う</p> <p>② 生徒の健康状態の確認を行う(発生国から入国した生徒等)</p> <p>③ 感染防止対策を家庭においても徹底するよう周知する</p> <p>④ 国内発生に備えた校内体制の整備、確認を行う</p>
<p>第2段階 (国内発生早期) ○感染拡大を可能な限り抑える ○生徒の安全を確保する</p>	<p>① 感染防止対策と生徒の健康観察を徹底し、症状がある(と疑われる)場合には学校医や保健所に連絡し、医療機関への受診を勧める</p> <p>② 本県または当地域において発生した場合には、学校行事、学校管理下の集団行動、対外試合等の参加自粛や中止の措置を徹底する</p> <p>③ 本校において発生した場合には、早急に県教育委員会や学校医、保健所等と協議し、適切な措置をとる</p> <p>④ インフルエンザ・コロナ感染が疑われる症状が現れた場合には学校へは登校せず医療機関や保健所に設置された相談窓口の利用を勧める</p> <p>⑤ 医師により新型インフルエンザ・新型コロナと診断された場合には、速やかに学校へ連絡し、医師の指示に従って行動する</p>
<p>第3段階 (感染拡大期・まん延期・回復期) ○健康被害を最小限に抑える</p>	<p>① 第2段階までの対策を強化する</p> <p>② 職員・生徒・保護者との連携を密に行い、健康状況を把握する</p> <p>③ 感染防止対策の徹底、不要不急の外出を避けるよう家庭へ周知する</p> <p>④ 校内感染拡大の場合には、県教育委員会や保健所等の指示に従い、状況に応じて、適切な期間、臨時休校等の措置をとる</p>
<p>第4段階 (患者の発生が減少し、低い水準で停滞) ○生徒の回復を図り、流行の第2波に備える</p>	<p>① 生徒の健康状況の把握を行い、流行の第2波に備えた感染防止対策を継続実施し、必要に応じて臨時の健康診断を行う</p> <p>② 臨時休業等の解除については、生徒の健康状況に十分に配慮し、国や新型インフルエンザ・新型コロナ総合対策本部の方針に基づいて対応を行う</p> <p>③ 登校再開に備えた指導を職員間で確認し、生徒の心のケアに努める</p> <p>④ 学校医等による相談体制を継続する</p>

登下校時の緊急避難場所調査

見本

令和 年 月 日

宮崎県立日向高等学校長 殿

生徒名	(1)年(1)組(21)番 生徒名(日向 花子)		
保護者名	保護者名(日向 太郎)		
現住所	日向市大字〇〇〇〇〇〇〇〇		
緊急連絡先	緊急連絡先①	TEL: 090-××××-××××	続柄(父)
	緊急連絡先②	TEL: 090-××××-××××	続柄(母)
	緊急連絡先③	TEL: 090-××××-××××	続柄(祖母)
通学区分	①徒歩 ②自転車 ③バス ④電車 ⑤車 ⑥電車+徒歩 ⑦電車+自転車		

登下校中の緊急避難場所(避難ビル等)

避難場所①	千代田病院
避難場所②	日知屋東小学校
避難場所③	定善寺

家族合流場所

家族合流場所	日向高校
---------------	------

自宅滞在中の避難場所

避難場所①	千代田病院
避難場所②	

【通学路】

※地図を記入し、登下校時の緊急避難場所①～③を記入する。
いつ起こるか分からない災害に備えて、ご家族でじっくり話し合いをして下さい。

13 登下校時の緊急避難場所調査

令和 年 月 日

宮崎県立日向高等学校長 殿

生徒名 保護者名	()年()組()番	生徒名() 保護者名()
現住所		
緊急連絡先	緊急連絡先①	TEL: 続柄()
	緊急連絡先②	TEL: 続柄()
	緊急連絡先③	TEL: 続柄()
通学区分	①徒歩 ②自転車 ③バス ④電車 ⑤車 ⑥電車+徒歩 ⑦電車+自転車	

登下校中の避難場所

避難場所①	
避難場所②	
避難場所③	

家族合流場所

--

自宅滞在中の避難場所

避難場所①	
避難場所②	

【通学路】

--

※地図を記入し、登下校時の避難場所①～③を記入する。

いつ起こるかわからない災害に備えて、ご家族でじっくり話し合いをして下さい。

14 危機管理関係機関等一覧

校長()副校長・教頭()
 事務長()

関係機関		TEL	FAX
日向警察署		53-0110	53-0110
消防・救急車		119	
宮崎県教育委員会	高校教育課 生徒指導・安全担当	0985-26-7238	0985-26-0721
	産業教育担当	0985-44-2601	0985-26-0721
	高校教育担当	0985-26-7033	0985-26-0721
	特別支援教育室	0985-26-7783	0985-26-7314
	教職員課	0985-26-7241	0985-28-2757
	総務課	0985-26-7233	0985-26-7306
近隣県立学校	富島高等学校(全日制)	52-2158	54-9510
	富島高等学校(定時制)	52-4075	52-4075
	日向工業高等学校	57-1411	57-2146
	門川高等学校	0982-63-1336	0982-63-5194
	日向ひまわり支援学校	54-9610	54-9612
日向市役所(代)		52-2111	54-8747
日向市教育委員会総務課		55-8089	54-2189
日向市保健所		52-5101	52-5104
延岡市役所(代)		0982-34-2111	0982-34-2111
延岡市教育委員会総務課		0982-22-7030	0982-22-7037
門川町役場(代)		0982-63-1140	0982-63-1356
門川町教育委員会総務課		0982-63-5950	0982-63-5349
美郷町役場(代)		0982-66-3600	0982-66-3137
美郷町教育委員会総務課		0982-66-3608	0982-66-2131
日向生徒寮		52-2805	52-2805
医療機関	千代田病院	52-7111	53-6188
	和田病院	52-0011	54-4320
	日向病院	0982-63-1321	0982-63-4370
	宮崎県立延岡病院	0982-32-6181	0982-32-6759
企業警備(株)		0982-34-1113	0982-22-8017
交通機関	JR日向駅	52-3061	52-3084
	JR延岡駅	0982-35-8260	0982-31-1454
	宮崎交通延岡バスセンター	0982-32-3341	0982-32-5322
	西郷バス	0982-66-3608	0982-66-2131